3　基幹放送事業者の放送

［(1)　略］

(2)　総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数（チャンネル番号）	空中線電力（kW）	送信場所	周波数（チャンネル番号）	空中線電力（kW）
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］
熊本県	熊本	41 42 47 49	1	人吉	18 19 20 21	0.01
				水俣	26 27 30 31	0.1
				南阿蘇	21 23 25 27	0.01
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［(注1)～(注6)　略］

［第6・第7　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

○財務省告示第百八十号

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）第三十八条第一項ただし書の規定に基づき、財務大臣が定める書類は、たばこ事業法施行規則に定める別紙様式により作成した書類とする。

平成二十九年六月九日　　財務大臣　麻生　太郎

附　則

この告示は、平成二十九年七月一日から施行する。

○財務省告示第百八十一号

塩事業法施行規則（平成八年大蔵省令第四十五号）第二十七条第一項ただし書の規定に基づき、財務大臣が定める書類は、塩事業法施行規則に定める別紙様式により作成した書類とする。

平成二十九年六月九日　　財務大臣　麻生　太郎

附　則

この告示は、平成二十九年七月一日から施行する。

○環境省告示第五十一号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）第一条の七の五の二第二項の規定に基づき、水銀処理物に含まれる水銀等の検定方法を次のように定め、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

平成二十九年六月九日　　環境大臣　山本　公一

水銀処理物に含まれる水銀等の検定方法

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第一条の七の五の二第二項の環境大臣が定める方法は、産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十三号）に定める方法（廃水銀等を処分するために処理したものに係る方法に限る。）によるものとする。

3　基幹放送事業者の放送

［(1)　同左］

(2)　総合放送（県域放送）

放送対象地域	親局			中継局		
	送信場所	周波数（チャンネル番号）	空中線電力（kW）	送信場所	周波数（チャンネル番号）	空中線電力（kW）
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］
熊本県	熊本	41 42 47 49	1	人吉	18 19 20 21	0.01
				水俣	26 27 30 31	0.1
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］

［(注1)～(注6)　同左］

［第6・第7　同左］

○環境省告示第五十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第六条の五第一項第三号の規定に基づき、金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準（昭和五十二年三月環境庁告示第五号）の一部を次のように改正し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第三百七十六号）の施行の日（平成二十九年十月一日）から適用する。

平成二十九年六月九日　　環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
金属等を含む廃棄物の固型化等に関する基準	金属等を含む廃棄物の固型化に関する基準
第一条　廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第六条第一項第三号及び第六条の五第一項第三号（同号ルを除く。）並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第三項に規定する環境大臣が定める固型化に関する基準は次のとおりとする。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第六条第一項第三号及び第六条の五第一項第三号並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第三項に規定する環境大臣が定める固型化に関する基準は次のとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）